

柏崎刈羽原子力発電所保安規定審査資料	
資料番号	TS - 64 (改訂2)
提出年月日	令和2年9月9日

柏崎刈羽原子力発電所7号炉

保安規定の施行期日について

令和2年9月

東京電力ホールディングス株式会社

# 保安規定の施行期日について

## 1. 施行期日の規定方針

- (1) 保安規定の施行期日は、原子力規制委員会の認可を受けた後、10日以内とする。
- (2) 重大事故等対処施設及び設計基準対象施設の使用前事業者検査の実施を踏まえ、各原子炉施設に係る規定については、各原子炉施設に係る使用前事業者検査終了日以降に適用することとする。

使用前事業者検査終了日とは、使用前確認申請書に係る使用前事業者検査の使用前確認により、当該の使用前事業者検査が終了していることについて原子力規制委員会の確認を受け使用承認を得た日とする。

## 2. 施行期日の規定の記載

	施行期日の規定の記載
申請書 本文 (施行期日)	<p>3. 施行期日 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日より起算し、10日を越えない範囲で施行する。</p> <p>2. 本規定施行の際、各原子炉施設に係る規定については、<b>教育訓練に係る規定を除き</b>各原子炉施設に係る使用前事業者検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>なお、第12条(運転員等の確保)、第17条(火災発生時の体制の整備)、第17条の2(内部溢水発生時の体制の整備)、第17条の3(火山影響等発生時の体制の整備)、第17条の4(その他自然災害発生時等の体制の整備)、第17条の5(有毒ガス発生時の体制の整備)、第17条の6(資機材等の整備)、第17条の7(重大事故等発生時の体制の整備)<b>及び</b>第17条の8(大規模損壊発生時の体制の整備)については、7号炉の発電用原子炉に燃料体を挿入する前の時期における各原子炉施設に係る使用前事業者検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。ただし、それ以降に実施する使用前事業者検査の対象となる設備に係る規定については当該検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>3. 1号炉から6号炉については、原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の施行に伴う原子炉設置変更の許可及び原子炉施設保安規定変更の施行までの間、原子炉への燃料の装荷は行わない。</p>

## 1. 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（抜粋）

### （使用前事業者検査の実施）

第十四条の二 使用前事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

- 一 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法
- 二 機能及び性能を確認するために十分な方法
- 三 その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法

2 使用前事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

### （使用前確認の申請）

第十五条 法第四十三条の三の十一第三項の確認（以下「使用前確認」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

### （使用前確認を要しない場合）

第十七条 法第四十三条の三の十一第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

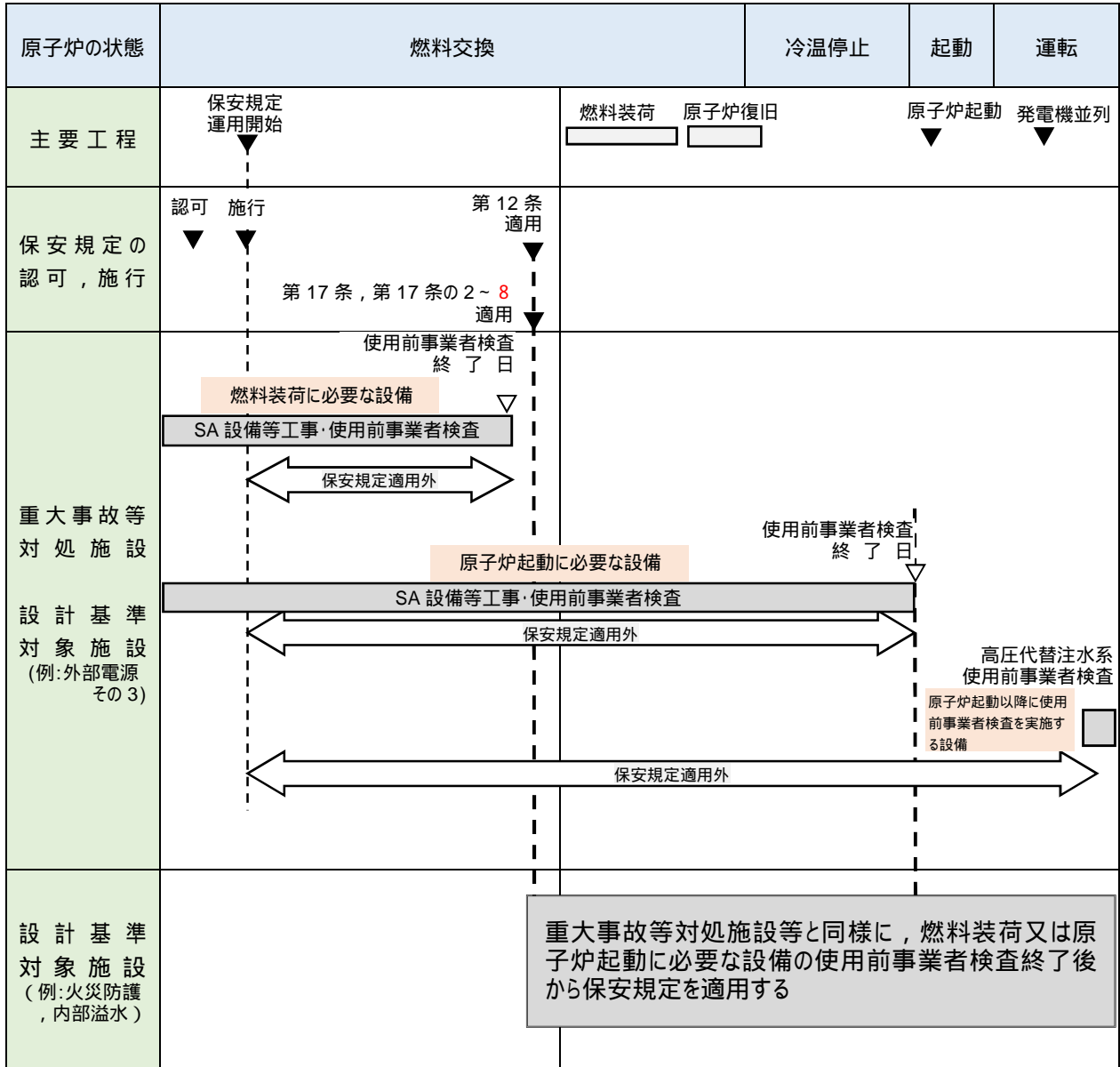
- 一 原子炉本体を試験のために使用する場合であって、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。
- 二 前号に規定する発電用原子炉施設以外の発電用原子炉施設を試験のために使用する場合
- 三 発電用原子炉施設の一部が完成した場合であって、その完成した部分を使用しなければならない特別の理由がある場合（前二号に掲げる場合を除く。）において、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。
- 四 発電用原子炉施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて使用前確認を受けないで使用することができる旨を指示した場合
- 五 制限工事の場合
- 六 発電用原子炉施設の設置又は変更の工事であって、別表第一の上欄に掲げる工事の種類に応じてそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げるものに該当しないもの場合

### （使用前確認証）

第二十一条 原子力規制委員会は、原子力規制検査により、第十五条の規定による申請に係る発電用原子炉施設が法第四十三条の三の十一第二項各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、使用前確認証を交付する。

## 2. 使用前事業者検査終了日と保安規定の適用との関係

原則として、各原子炉施設における保安規定に係る要求（運転上の制限）の適用される時期（原子炉の状態）までに使用前事業者検査を実施し、終了後、保安規定を適用することとし、それまでの間は従前の例による。



### 3. 原子炉の状態

表 1 1

原子炉の状態	運 転	起 動	高温停止	冷温停止	燃料交換
原子炉モード スイッチの位置	運 転	起 動	燃料取替 又は 停止	燃料取替 又は 停止	燃料取替 又は 停止
原子炉圧力容器 締付ボルトの状態	全ボルト 締付	全ボルト 締付	全ボルト 締付	全ボルト 締付	1 本以上 ボルトが緩めら れている
原子炉冷却材温度			1 0 0 以上	1 0 0 未満	

### 3. 附則記載およびその説明

#### (1) 工事や運用上の制約がない条文

第1条 この規定は、令和 年 月 日から施行する。

#### < 説明 >

原子力規制委員会の認可を受けた後、10日以内に適用する。

#### (2) 新規制基準適用以降の工事計画認可の対象範囲で、施行時点で使用前事業者検査が完了しない設備については、使用前事業者検査完了後に保安規定を適用する。

2. 本規定施行の際、各原子炉施設に係る規定については、教育訓練に係る規定を除き各原子炉施設に係る使用前事業者検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。

なお、第12条（運転員等の確保）、第17条（火災発生時の体制の整備）、第17条の2（内部溢水発生時の体制の整備）、第17条の3（火山影響等発生時の体制の整備）、第17条の4（その他自然災害発生時等の体制の整備）、第17条の5（有毒ガス発生時の体制の整備）、第17条の6（資機材等の整備）、第17条の7（重大事故等発生時の体制の整備）及び第17条の8（大規模損壊発生時の体制の整備）については、7号炉の発電用原子炉に燃料体を挿入する前の時期における各原子炉施設に係る使用前事業者検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。ただし、それ以降に実施する使用前事業者検査の対象となる設備に係る規定については当該検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。

#### < 説明 >

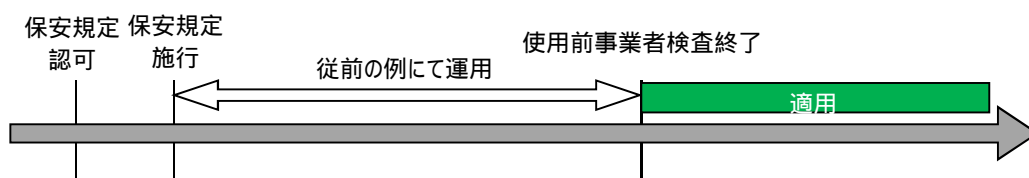
柏崎刈羽原子力発電所7号炉においては、新規制基準を踏まえた火災、溢水、竜巻等の設計基準事象や重大事故等へ対処するための安全対策工事を進めており、この工事完了以降、保安規定における設備及び運用に関する条文（例：SA設備は第66条、SA時の手順、体制は第12条、第17条、第17条の2～8）を適用開始する。

具体的には、当該号炉の原子炉に燃料を挿入する前及び原子炉の臨界反応操作を開始する前の使用前事業者検査が終了となる使用前確認を受けた日以降、適用される旨、附則において明確にする。（添付1参照）

第17条、第17条の2～6のうち可燃物管理、竜巻退避運用等については、当該設備の使用前確認は無いが、安全設備（使用前事業者検査対象）への波及的影響防止のためのものであり、安全設備が使用開始（原子炉に燃料を挿入する前の使用前事業者検査終了）されるまで経過措置を設ける。

第17条の7, 8は, 重大事故等対処施設の一部(燃料装荷)が使用開始されるまで経過措置を設ける。

ただし, 第17条, 第17条の2~8の教育訓練に係る規定については, 保安規定施行と同時に適用する。なお, 適用開始前にこれを運用する者に必要な教育訓練を実施する必要があるため, 社内マニュアル等は保安規定施行までに制定・改訂し, 第17条, 第17条の2~8の教育訓練の実施に準じて力量を付与する。



第12条（運転員等の確保）については，原子炉に燃料を挿入する前の使用前事業者検査が終了となる使用前確認を受けた日以降に第12条を適用し，運転員，緊急時対策要員及び自衛消防隊を配置し，その後に燃料装荷を開始する。（添付2参照）

表12-1

中央制御室名 原子炉の状態	1号炉 <sup>-2</sup>	2号炉，3号炉， 4号炉及び5号炉 <sup>-2</sup>	6 / 7号炉 <sup>-2</sup>
運転，起動， 高温停止の場合	—	—	<u>13名以上</u> <sup>4</sup>
低温停止， 燃料交換の場合	<u>4名以上</u> <sup>3</sup>	<u>3名以上</u> <sup>3</sup>	<u>10名以上</u> <sup>5</sup>

表12-2

中央制御室名 原子炉の状態	1号炉，2号炉，3号炉， 4号炉及び5号炉 <sup>-2</sup>	6 / 7号炉 <sup>-2</sup>
運転，起動， 高温停止の場合	—	<u>3名以上</u> <sup>4</sup>
低温停止， 燃料交換の場合	1名以上	<u>3名以上</u> <sup>5</sup>

表12-3

要員名	緊急時対策要員	自衛消防隊
常駐	<u>50名以上</u> <sup>6</sup>	<u>10名以上</u>
召集	<u>114名以上</u> <sup>7</sup>	<u>18名以上</u> <sup>8</sup>

2：1号炉，2号炉，3号炉，4号炉，5号炉及び6号炉については，原子炉への燃料装荷を行わない

3：1号炉から5号炉合わせて22名以上常時確保する

4：7号炉1基が該当する場合

5：原子炉が2基とも該当する場合

6：50名以上のうち，6名以上を1号炉，2号炉，3号炉，4号炉及び5号炉の要員，44名以上を6号炉及び7号炉の要員とする。

7：114名以上のうち，8名以上を1号炉，2号炉，3号炉，4号炉及び5号炉の要員，106名以上を6号炉及び7号炉の要員とする。

8：火災の規模に応じ召集する。



( 3 ) 未申請の 1 号炉から 6 号炉の原子炉に燃料装荷を行わないことを明確にする

3 . 1 号炉から 6 号炉については , 原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の施行に伴う原子炉設置変更の許可及び原子炉施設保安規定変更の施行までの間 , 原子炉への燃料の装荷は行わない。

< 説明 >

未申請の 1 号炉から 6 号炉の原子炉に燃料装荷を行わないことについては , 第 1 2 条( 運転員等の確保 ) に規定しているが , 本内容が保安規定施行時から適用であることを明確にするため , 附則に規定する。

以 上

# 添付 1 新規制基準保安規定適用時期一覧表

[凡例]		: 使用前事業者検査終了予定時期
		: 新規制基準保安規定条文適用 ( L C O 適用時期含む )
		: 従前の保安規定条文適用
		: 新規制基準保安規定条文適用せず ( 従前の当該条文なし )

検査時期は現時点 ( 2020年9月 ) の想定

保安規定条文 ( ROP + 新規制 )	施行から適用	附則2項適用	7号炉の適用される原子炉の状態				原子炉に燃料を挿入する前の使用前事業者検査	臨界反応操作前の使用前事業者検査	起動後の使用前事業者検査	備考
			燃料交換	冷温停止	起動	運転				
	施行	燃料装荷	CR引抜							
<b>第1章 総則</b>										
<b>第1条 目的</b> 変更なし この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の2第1項の規定に基づき、…」	-									
<b>第2条 基本方針</b> 社長7項目 当社は、7項目の回答等 で約束した内容を遵守する。遵守にあたっては、「原子力事業者としての基本姿勢」（以下「基本姿勢」という。）を定める。…」	-									
<b>第2条の2 関係法令及び保安規定の遵守</b> 変更なし 社長は、第2条に係る保安活動を実施するにあたり、関係法令及び保安規定の遵守が確実に行われるよう、基本方針を定めるとともに、必要に応じて基本方針の見直しを行う。	-									
<b>第2章 品質保証</b>										
<b>第3条 品質マネジメントシステム計画</b> 社長7項目 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。	-									
<b>第3章 体制及び評価</b>										
<b>第4条 保安に関する組織</b> 組織図	-									
<b>第5条 保安に関する職務</b> 17条関連職務 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。	-									
<b>第6条 原子力発電保安委員会</b> 変更なし 本社に原子力発電保安委員会（以下「保安委員会」という。）を設置する。…」	-									
<b>第7条 原子力発電保安運営委員会</b> 発電所に原子力発電保安運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。 運転管理に関する事項 誤操作の防止に関する事項（7号炉） 火災、内部溢水（7号炉）、火山影響等（7号炉）、その他自然災害及び有毒ガス発生時（7号炉）の体制の整備に関する事項 重大事故等及び大規模損壊時の体制の整備に関する事項（7号炉）	-									
<b>第8条 原子炉主任技術者の選任</b> 原子力立地本部長は、原子炉主任技術者及び代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であって、次の業務に就任して3年以上従事した経験を有する者の中から選任する。 7. 原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合（7号炉の原子炉主任技術者については、早期に非常召集が可能なエリア外に離れる場合を含む）は、代行者と交代する。…」	-									
<b>第8条の2 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の選任</b> 所長は、電気主任技術者を、第一種電気主任技術者免状を有する者の中から、ボイラー・タービン主任技術者を、第一種ボイラー・タービン主任技術者免状を有する者の中から選任する。	-									
<b>第9条 原子炉主任技術者の職務等</b> 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実に執行することを任務とし、「原子炉主任技術者職務運用マニュアル」に基づき、次の職務を遂行する。 12条、17条関連、66条	-									
<b>第9条の2 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等</b> 変更なし 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、原子力発電工物 <sup>1</sup> （原子炉施設に限る。）の工事、維持及び運用に関する保安（以下「電気工物の保安」という。）の監督を誠実に執行することを任務とし、職務を遂行する。	-									
<b>第9条の3 主任技術者の情報交換</b> 変更なし 原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、意思疎通を図るため、定期的に及び必要に応じて相互の職務について情報交換する。	-									
<b>第10条 原子炉施設の定期的な評価</b> 変更なし 原子炉安全GMは、各号炉毎及び10年を超えない期間毎に、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、各GMは、以下の事項を実施する。	-									
<b>第4章 運転管理</b>										
<b>第11条 構成及び定義</b> 本章における原子炉の状態の定義は、表11のとおりとする。 重大事故：実用炉規則第4条に掲げる「炉心の著しい損傷及び核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷」をいう。 使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間：使用済燃料プールに照射された燃料を1体以上貯蔵している期間をいう。	-									
<b>第11条の2 原子炉の運転期間</b> 変更なし 所長は、表11の2に定める原子炉の運転期間 <sup>1</sup> の範囲内で運転を行う。なお、実用炉規則第55条第4項第1号に基づき、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認している場合は、その承認を受けた時期の範囲内で運転を行う。	-									
<b>第12条 運転員等の確保</b> 第一運転管理部長及び第二運転管理部長（以下「運転管理部長」という。）は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する <sup>1</sup> 。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。 1：重大事故等対処施設等の使用を開始するにあたっては、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施する。 力量を有する者の確保時期 要員の確保（7号炉及びその他号炉運転員、SA対応要員） 要員確保の見込みがない場合の措置 成立性確認訓練において、要員の力量が確保できていないと判断された場合の措置	-	1	2				17条関連等			1：「1号炉、2号炉、3号炉、4号炉、5号炉及び6号炉については、原子炉への燃料装荷を行わない」旨の規定は附則3項を適用する。 2：7号炉燃料装荷前の使用前事業者検査終了から要員に関する新規制基準の規定を適用。それまでは従前のとおり。
<b>第12条の2 運転管理業務</b> 変更なし 各GMは、原子炉の状態に応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。	-									
<b>第13条 巡視点検</b> 系統より切離されている施設の巡視 当直長は、毎日1回以上、原子炉施設（原子炉格納容器（以下「格納容器」という。）内部及び第95条第1項で定める区域及び系統より切離されている施設 <sup>1</sup> を除く。）を巡視し、…」	1	-								1：供用開始された設備から順次対象に追加する。
<b>第14条 マニュアルの作成</b> 各GM（当直長を除く。）は、次の各号に掲げる原子炉施設の運転管理に関する事項のマニュアルを作成し、制定・改定にあたっては、第7条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。 誤操作の防止に関する事項（7号炉）/ 火災、内部溢水（7号炉）、火山影響等（7号炉）、その他自然災害及び有毒ガス発生時（7号炉）の体制の整備に関する事項/ 重大事故等及び大規模損壊時の体制の整備に関する事項（7号炉）追加	-									
<b>第15条 引継</b> 変更なし 当直長は、その業務を次の当直長に引き継ぎにあたり、運転日誌及び引継日誌を引き渡し、運転状況を申し送る。	-									

# 添付 1 新規制基準保安規定適用時期一覧表

[凡例]		: 使用前事業者検査終了予定時期
		: 新規制基準保安規定条文適用 ( L C O適用時期含む )
		: 従前の保安規定条文適用
		: 新規制基準保安規定条文適用せず ( 従前の当該条文なし )

検査時期は現時点 ( 2020年9月 ) の想定

保安規定条文 ( ROP + 新規制 )	施行から適用	附則2項適用	7号炉の適用される原子炉の状態				原子炉に燃料を挿入する前の使用前事業者検査	臨界反応操作前の使用前事業者検査	起動後の使用前事業者検査	備考
			燃料交換	冷温停止	起動	運転				
<b>第16条 原子炉起動前の確認事項</b> 当直長及びモバイル設備管理 GM は、原子炉起動前に、次の施設及び設備を点検し、異常の有無を確認する。 なお、モバイル設備管理 GM が点検を実施した結果は、当直長に通知する。 2: 定期事業者検査における最終の確認結果を確認する。なお、動作確認を伴う確認項目及び系統構成に係る確認項目については、原子炉起動のための制御棒引き抜き開始前の1年以内の確認結果を確認することとする。	-	-					-	-	-	
<b>第17条 火災発生時の体制の整備</b> 火災発生時の体制の整備に関する以下の事項を規定 ・火災発生時の体制の整備について計画を策定 ・専用回線を使用した通報設備、要員の配置、教育訓練、資機材の配備、可燃物の管理 ・手順書の整備 ・定期的な評価 ・災害を未然に防止するための措置	1		2				3	-	-	1: 教育訓練のみ施行から適用。 2: 燃料装荷前の使用前事業者検査終了まで従前の第17条を適用する。 3: 17条の手順書の整備については、それ以降に実施する使用前事業者検査の対象となる設備の当該検査終了日以降に適用する。
<b>第17条の2 内部漏水発生時の体制の整備</b> 内部漏水発生時の体制の整備に関する以下の事項を規定 ・内部漏水発生時の体制の整備について計画を策定 ・要員の配置、教育訓練、資機材の配備 ・手順書の整備 ・定期的な評価 ・災害を未然に防止するための措置	1		2				3	-	-	1: 教育訓練のみ施行から適用。 2: 燃料装荷前の使用前事業者検査終了後適用する。 3: 17条の2の手順書の整備については、それ以降に実施する使用前事業者検査の対象となる設備の当該検査終了日以降に適用する。
<b>第17条の3 火山影響等発生時の体制の整備</b> 火山影響等発生時の体制の整備に関する以下の事項を規定 ・火山影響等発生時の体制の整備について計画を策定 ・要員の配置、教育訓練、資機材の配備 ・手順書の整備 ・定期的な評価 ・災害を未然に防止するための措置 ・その他関連する活動	1		2				3	-	-	1: 教育訓練のみ施行から適用。 2: 燃料装荷前の使用前事業者検査終了後適用する。 3: 17条の3の手順書の整備については、それ以降に実施する使用前事業者検査の対象となる設備の当該検査終了日以降に適用する。
<b>第17条の4 その他自然災害発生時等の体制の整備</b> その他自然災害発生時の体制の整備に関する以下の事項を規定 ・その他自然災害発生時の体制の整備について計画を策定 ・要員の配置、教育訓練、資機材の配備 ・手順書の整備 ・定期的な評価 ・災害を未然に防止するための措置 ・その他関連する活動	1		2				3	-	-	1: 教育訓練のみ施行から適用。 2: 燃料装荷前の使用前事業者検査終了まで従前の第17条を適用する。 3: 17条の4の手順書の整備については、それ以降に実施する使用前事業者検査の対象となる設備の当該検査終了日以降に適用する。
<b>第17条の5 有毒ガス発生時の体制の整備</b> 有毒ガス発生時の体制の整備に関する以下の事項を規定 ・その他自然災害発生時の体制の整備について計画を策定 ・要員の配置、教育訓練、資機材の配備 ・手順書の整備 ・定期的な評価 ・災害を未然に防止するための措置	1		2				3	-	-	1: 教育訓練のみ施行から適用。 2: 燃料装荷前の使用前事業者検査終了後適用する。 3: 17条の5の手順書の整備については、それ以降に実施する使用前事業者検査の対象となる設備の当該検査終了日以降に適用する。
<b>第17条の6 資機材等の整備</b> 設計基準事故が発生した場合に用いる資機材等 ( 安全避難通路、可搬型照明、通信連絡設備、SPDS等 ) を規定	-		1				2	-	-	1: 燃料装荷前の使用前事業者検査終了後適用する。 2: 17条の6の手順書の整備については、それ以降に実施する使用前事業者検査の対象となる設備の当該検査終了日以降に適用する。
<b>第17条の7 重大事故等発生時の体制の整備</b> 重大事故等発生時の体制の整備に関する以下の事項を規定 ・重大事故等発生時の体制の整備について計画を策定 ・要員の配置、教育訓練 ( 力量維持向上訓練、成立性確認訓練等 )、資機材の配備 ・手順書の整備 ・支援に関する活動 ・定期的な評価	1		2				3	-	-	1: 教育訓練のみ施行から適用。 2: 燃料装荷前の使用前事業者検査終了後適用する。 3: 17条の7の手順書の整備については、それ以降に実施する使用前事業者検査の対象となる設備の当該検査終了日以降に適用する。
<b>第17条の8 大規模損壊発生時の体制の整備</b> 大規模損壊発生時の体制の整備に関する以下の事項を規定 ・大規模損壊発生時の体制の整備について計画を策定 ・要員の配置、教育訓練 ( 力量維持向上訓練、技術的能力の確認訓練 )、資機材の配備 ・手順書の整備 ・支援に関する活動 ・定期的な評価	1		2				3	-	-	1: 教育訓練のみ施行から適用。 2: 燃料装荷前の使用前事業者検査終了後適用する。 3: 17条の8の手順書の整備については、それ以降に実施する使用前事業者検査の対象となる設備の当該検査終了日以降に適用する。
<b>第17条の9 電源機能等喪失時の体制の整備</b> 電源機能等喪失時の体制の整備に関する以下の事項を規定 ・電源機能等喪失時の体制の整備について計画を策定 ・要員の配置、訓練、資機材の配備 ・保全のための活動 ・定期的な評価	1		1	7号炉 従前の第17条の2を適用		2	1-6号炉	-	-	1: 7号炉は17条、17条の2-17条の8の適用時期同様とし、それまでは従前の17条の2に準ずる。 1-6号炉は施行から17条の9を適用する。
<b>第18条 水質管理</b> 変更なし 化学管理 GM は、原子炉起動時の出力上昇期間と原子炉停止時の出力降下期間を除く ( 原子炉運転中の原子炉冷却材の塩素イオンを1ヶ月に1回測定し、その結果を当直長に通知する )。	-							-	-	
<b>第18条の2 原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離弁管理</b> 当直長は、定事検停止後の原子炉起動前に、通常時閉、事故時開となる手動弁のうち、開となるおそれがないように施設管理を行う原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁 ( 原子炉側からみた第1弁 ) について、閉止施設状態であることを確認する。	-							-	-	
<b>第19条 停止余裕</b> 変更なし 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換において、停止余裕は、表19-1で定める事項を運転上の制限とする。	-							-	-	
<b>第20条 反応度監視</b> 変更なし 原子炉の状態が運転において、反応度の予測値と監視値の差 <sup>1</sup> は、表20-1で定める事項を運転上の制限とする。	-							-	-	
<b>第21条 制御棒の動作確認</b> 変更なし 原子炉の状態が運転及び起動において、制御棒は表21-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、全挿入位置の制御棒及び引抜制御棒1本だけが動作不能 <sup>1</sup> の場合を除く。	-							-	-	
<b>第22条 制御棒のスクラム機能</b> DB兼SA 原子炉の状態が運転及び起動において、制御棒のスクラム機能 <sup>1</sup> は、表22-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、制御棒駆動機構を除外した制御棒を除く。	-							-	-	
<b>第23条 制御棒の操作</b> 変更なし 原子炉の状態が運転及び起動において、かつ原子炉熱出力10%相当以下の場合、制御棒の操作は、表23-1で定める事項を運転上の制限とする。	-							-	-	
<b>第24条 ほう酸水注入系</b> DB兼SA 原子炉の状態が運転及び起動において、ほう酸水注入系 <sup>1</sup> は、表24-1で定める事項を運転上の制限とする。	-							-	-	

# 添付 1 新規制基準保安規定適用時期一覧表

[凡例]		: 使用前事業者検査終了予定時期
		: 新規制基準保安規定条文適用 ( L C O 適用時期含む )
		: 従前の保安規定条文適用
		: 新規制基準保安規定条文適用せず ( 従前の当該条文なし )

検査時期は現時点 ( 2020年9月 ) の想定

保安規定条文 ( ROP + 新規制 )	施行から適用	附則2項適用	7号炉の適用される原子炉の状態				原子炉に燃料を挿入する前の使用前事業者検査	臨界反応操作前の使用前事業者検査	起動後の使用前事業者検査	備考
			燃料交換	冷温停止	起動	運転				
			施行	燃料装荷	CR引抜					
<b>第25条 原子炉熱制限値</b> ・変更なし 原子炉熱出力が30%以上において、最小限界出力及び燃料棒最大線出力密度は、表25-1で定める事項を運転上の制限とする。	-	-			出力30%以上		-	-	-	
<b>第26条 原子炉熱出力及び炉心流量</b> ・変更なし 原子炉熱出力が30%以上において、原子炉熱出力及び炉心流量は、表26-1で定める事項を運転上の制限とする。	-	-			出力30%以上		-	-	-	
<b>第27条 計測及び制御設備</b> ・DB兼SA及びRSS追加 原子炉の状態に応じて、次の計測及び制御設備 <sup>1</sup> は、表27-1で定める事項を運転上の制限とする。 (1) 原子炉保護系計装 (2) 起動領域モニタ計装 (3) 非常用炉心冷却系計装 (低圧注水系計装、高圧炉心注水系計装、原子炉隔離時冷却系計装、自動減圧系計装) (4) 格納容器隔離系計装 (主蒸気隔離弁計装、格納容器隔離系計装、原子炉建屋隔離系計装) (5) その他の計装 (非常用ディーゼル発電機計装、原子炉隔離時冷却系計装、原子炉再循環ポンプトリップ計装、制御棒引抜監視装置計装、タービン駆動給水ポンプ・主タービン高水位トリップ計装、中央制御室外原子炉停止装置計装、中央制御室非常用換気空調系計装、事故時計装)	-	1	4		SRNM( 2, 3 ), APRM 4 : R/B排気モニタ、燃取エリアモニタ、R/B隔離論理、MCR論理		-	-	-	1 : 燃料装荷前の使用前事業者検査終了まで従前の第27条を適用する。それ以降に実施する使用前事業者検査の対象となる設備は当該検査終了日以降適用する。 2 : 計数領域を除く。 3 : 1体以上の燃料が装荷されているセルの制御棒が全挿入かつ除外されている場合、又は全燃料が取り出されている場合を除く。
<b>第28条 原子炉再循環ポンプ</b> ・変更なし 原子炉の状態が運転及び起動において、原子炉再循環ポンプは表28-1で定める事項を運転上の制限とする。	-	-					-	-	-	
<b>第29条 ジェットポンプ</b> 変更なし 1-5号炉適用 ( 7号炉規定対象外 )	-	-					-	-	-	
<b>第30条 主蒸気逃がし安全弁</b> ・DB兼SA 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、主蒸気逃がし安全弁 <sup>1</sup> は、表30-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、主蒸気逃がし安全弁排気管の温度上昇は主蒸気逃がし安全弁の動作不能とはみなさない。	-	-						-	-	
<b>第31条 格納容器内の原子炉冷却材漏えい率</b> ・変更なし 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、格納容器内の原子炉冷却材漏えい率は、表31-1で定める事項を運転上の制限とする。	-	-						-	-	
<b>第32条 非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系及び高圧代替注水系の系統圧力監視</b> ・HPAC追加 原子炉圧力が定格圧力到達後から冷温停止に移行するまでの期間において、非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系及び高圧代替注水系 <sup>1</sup> の系統圧力は、表32-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系又は高圧代替注水系に関する確認時及び確認後4時間以内を除く。	-	-						-	-	
<b>第33条 原子炉冷却材中のよう素131濃度</b> ・変更なし 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において主蒸気隔離弁が開の場合において、原子炉冷却材中のよう素131濃度は、表33-1で定める事項を運転上の制限とする。	-	-						-	-	
<b>第34条 原子炉停止時冷却系その1</b> ・SA ( 設計拡張 ) 原子炉の状態が高温停止において、原子炉圧力が0.93MPa[gage]以下において、原子炉停止時冷却系 <sup>1</sup> は、表34-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉停止時冷却系起動準備のための操作期間中は除く。	-	-						-	-	
<b>第35条 原子炉停止時冷却系その2</b> ・SA ( 設計拡張 ) 原子炉の状態が冷温停止において、原子炉停止時冷却系 <sup>1</sup> は、表35-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、次の(1)又は(2)の場合は除く。 (1) 原子炉停止時冷却系起動準備時 (2) 原子炉の昇温を伴う検査時 <sup>2</sup>	-	-						-	-	
<b>第36条 原子炉停止時冷却系その3</b> ・SA ( 設計拡張 ) 原子炉の状態が燃料交換において、原子炉停止時冷却系 <sup>1</sup> は、表36-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉内から全燃料が取出された場合を除く。	-	-						-	-	
<b>第37条 原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率</b> ・変更なし 原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率は、表37-1で定める事項を運転上の制限とする。	-	-						-	-	
<b>第38条 原子炉圧力</b> ・変更なし 原子炉の状態が運転及び起動において、原子炉圧力は、表38-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、送電線事故等による瞬時の圧力変動を除く。	-	-						-	-	
<b>第39条 非常用炉心冷却系その1</b> ・DB兼SA, SA ( 設計拡張 ) 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止 ( 原子炉隔離時冷却系及び自動減圧系については原子炉圧力が1.03MPa[gage]以上かつ原子炉隔離時冷却系においては、原子炉起動時に実施する運転確認終了後 ) において、非常用炉心冷却系は表39-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉停止時冷却系起動準備及び原子炉停止時冷却系の運転中は、当該低圧注水系 ( 格納容器スプレイ冷却系 ) を動作不能とはみなさない。また、7号炉の高圧代替注水系起動準備及び運転中は、原子炉隔離時冷却系を動作不能とはみなさない。	-	-						1	-	1 : 第39条の設備については、それ以降に実施する使用前事業者検査の対象となる設備の当該検査終了日以降に適用する。
<b>第40条 非常用炉心冷却系その2</b> ・DB兼SA, SA ( 設計拡張 ) 原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、非常用炉心冷却系は表40-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。また、原子炉停止時冷却系起動準備及び原子炉停止時冷却系の運転中は、低圧注水系を動作不能とはみなさない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブルゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブルゲートが開の場合	-	1	2					-	-	1 : 燃料装荷前の使用前事業者検査終了まで従前の第40条を適用する。 2 : 原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1) 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブルゲートが開の場合 (2) 原子炉内から全燃料が取出され、かつブルゲートが開の場合
<b>第41条 原子炉隔離時冷却系</b> 変更なし 1-5号炉適用 ( 7号炉規定対象外 )	-	-						-	-	
<b>第42条 主蒸気隔離弁</b> ・変更なし 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、主蒸気隔離弁は、表42-1で定める事項を運転上の制限とする。	-	-						-	-	
<b>第43条 格納容器及び格納容器隔離弁</b> ・DB兼SA 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、格納容器 <sup>1</sup> 及び格納容器隔離弁 <sup>1</sup> は、表43-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、ドライウェル点検時は、速やかにエアロックを閉鎖できる措置を講じた上でエアロック二重扉を開放したままとすることができるが、この場合は格納容器が機能喪失とはみなさない。	-	-							-	
<b>第44条 サプレッション・チェンバからドライウェルへの真空破壊弁</b> ・DB兼SA 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、サプレッション・チェンバからドライウェルへの真空破壊弁 <sup>1</sup> は、表44-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、真空破壊弁1弁が全開不能の場合を除く。	-	-							-	

# 添付 1 新規制基準保安規定適用時期一覧表

[凡例]		: 使用前事業者検査終了予定時期
		: 新規制基準保安規定条文適用 (LCO適用時期含む)
		: 従前の保安規定条文適用
		: 新規制基準保安規定条文適用せず (従前の当該条文なし)

検査時期は現時点 (2020年9月) の想定

保安規定条文 (ROP + 新規制)	施行から適用	附則2項適用	7号炉の適用される原子炉の状態				原子炉に燃料を挿入する前の使用前事業者検査	臨界反応操作前の使用前事業者検査	起動後の使用前事業者検査	備考
			燃料交換	冷温停止	起動	運転				
<b>第45条 サプレッションプールの平均水温</b> ・DB兼SA, HPAC追加 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、サプレッションプール <sup>1</sup> の平均水温 <sup>2</sup> は、表45-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉隔離時冷却系又は高圧代替注水系 <sup>3</sup> の運転確認等により、サプレッションプールの水温が上昇するような時は、確認開始時から確認終了後2.4時間までを除く。	-	-					-	-	-	
<b>第46条 サプレッションプールの水位</b> ・DB兼SA, RCIC / HPAC追加 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、サプレッションプール <sup>1</sup> の水位は、表46-1 (図46)で定める事項を運転上の制限とする。ただし、地震時を除く。なお、7号炉において、原子炉隔離時冷却系又は高圧代替注水系の運転確認等により、サプレッションプールの水位が図46の領域Aに移行した場合、運転確認開始から確認終了後2.4時間までの間は、運転上の制限を満足していないとはみなさないが、領域Bに移行した場合は、運転上の制限の逸脱と判断する。	-	-					-	-	-	
<b>第47条 可燃性ガス濃度制御系</b> ・6,7号炉共用廃止 原子炉の状態が運転及び起動において、可燃性ガス濃度制御系は、表47-1で定める事項を運転上の制限とする。	-	-					-	-	-	
<b>第48条 格納容器内の酸素濃度</b> ・DB兼SA 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、格納容器内の酸素濃度 <sup>1</sup> は、表48-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉の起動時にドライウェル点検を実施する場合は、ドライウェル点検後の原子炉の状態が起動となるまでの期間は運転上の制限を適用しない。また、原子炉隔離時冷却系又は高圧代替注水系の運転確認等により格納容器内の酸素濃度が1.8%を超えた時点から3日間、3.5%を超えた時点から2.4時間までの間は、運転上の制限を満足していないとはみなさない。	-	-					-	-	-	
<b>第49条 原子炉建屋</b> ・DB兼SA 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時 <sup>1</sup> 又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、原子炉建屋原子炉棟 <sup>2</sup> は、表49-1で定める事項を運転上の制限とする。 1: 停止余裕確認後の制御棒1本 (6号炉及び7号炉においては同一水圧制御ユニットに属する1組又は1本)の挿入・引抜を除く。	-	1					-	-	1: 燃料装荷前の使用前事業者検査終了まで従前の第49条を適用する。 2: 炉心変更時又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時。	
<b>第50条 原子炉建屋給排気隔離弁</b> ・変更なし 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時 <sup>1</sup> 又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、原子炉建屋給排気隔離弁は、表50-1で定める事項を運転上の制限とする。 1: 停止余裕確認後の制御棒1本 (6号炉及び7号炉においては同一水圧制御ユニットに属する1組又は1本)の挿入・引抜を除く。	-	-					-	-	1: 炉心変更時又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時。	
<b>第51条 非常用ガス処理系</b> ・DB兼SA 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時 <sup>1</sup> 又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、非常用ガス処理系 <sup>2</sup> は表51-1で定める事項を運転上の制限とする。 1: 停止余裕確認後の制御棒1本 (6号炉及び7号炉においては同一水圧制御ユニットに属する1組又は1本)の挿入・引抜を除く。	-	1					-	-	1: 燃料装荷前の使用前事業者検査終了まで従前の第51条を適用する。 2: 炉心変更時又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時。	
<b>第52条 残留熱除去冷却水系及び残留熱除去冷却海水系</b> ・DB兼SA, SA (設計拡張) 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、原子炉補機冷却水系及び原子炉補機冷却海水系は、表52-1で定める事項を運転上の制限とする。	-	-					-	-	-	
<b>第53条 非常用ディーゼル発電設備冷却系</b> ・DB兼SA, SA (設計拡張) 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、原子炉補機冷却水系及び原子炉補機冷却海水系は、表53-1で定める事項を運転上の制限とする。	-	-					-	-	-	
<b>第54条 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却水系及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系</b> 変更なし 1~5号炉適用 (7号炉規定対象外)	-	-					-	-	-	
<b>第55条 使用済燃料プールの水位及び水温</b> ・変更なし 使用済燃料プールの水位及び水温は、表55-1で定める事項を運転上の制限とする。	-	-					-	-	-	
<b>第56条 燃料又は制御棒を移動する時の原子炉水位</b> ・変更なし 原子炉の状態が燃料交換において、原子炉上部で燃料又は制御棒を移動する場合、原子炉水位は、表56-1で定める事項を運転上の制限とする。	-	-					-	-	-	
<b>第57条 中央制御室非常用換気空調系</b> ・DB兼SA 原子炉の状態が運転、起動、高温停止及び炉心変更時 <sup>1</sup> 又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、中央制御室非常用換気空調系 <sup>2</sup> は表57-1で定める事項を運転上の制限とする。	-	1					-	-	1: 燃料装荷前の使用前事業者検査終了まで従前の第57条を適用する。 2: 炉心変更時又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時。	
<b>第58条の1 外部電源その1</b> 1 6号炉適用 (7号炉規定対象外) 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、外部電源 <sup>1</sup> は表58-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、送電線事故等による瞬停時を除く。	-	-					-	-	-	
<b>第58条の2 外部電源その2</b> 1 6号炉適用 (7号炉規定対象外) 原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、外部電源は表58の2-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、送電線事故等による瞬停時を除く。	-	-					-	-	-	
<b>第58条の3 外部電源その3</b> ・外部電源の独立性 (荒浜線154kV)及び一相開放故障の検知が要求事項となったことを受け規定 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換において、外部電源 <sup>1</sup> は、表58の3-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、送電線事故等による瞬停時 <sup>2</sup> を除く。	-	1					-	-	1: 燃料装荷前の使用前事業者検査終了まで従前の第59条を適用する。	
<b>第59条 非常用ディーゼル発電機その1</b> ・SA (設計拡張) 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、非常用ディーゼル発電機 <sup>1</sup> は表59-1で定める事項を運転上の制限とする。	-	-					-	-	-	
<b>第60条 非常用ディーゼル発電機その2</b> ・SA (設計拡張) 原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、非常用ディーゼル発電機 <sup>1</sup> <sup>2</sup> は表60-1で定める事項を運転上の制限とする。	-	1					-	-	1: 燃料装荷前の使用前事業者検査終了まで従前の第61条を適用する。	
<b>第61条 非常用ディーゼル発電機燃料油等</b> ・非常用D/Gが7日間連続運転を達成するために必要な燃料を供給する機能を有する燃料移送系 (燃料移送ポンプ)を規定 ・DB兼SA, SA (設計拡張) ディーゼル燃料油 <sup>1</sup> 、潤滑油、起動用空気及び燃料移送ポンプ <sup>2</sup> は、表61-1で定める事項を運転上の制限とする。	-	1					-	-	1: 燃料装荷前の使用前事業者検査終了まで従前の第62条を適用する。 2: 燃料移送ポンプのLCOを規定。	
<b>第62条 直流電源その1</b> ・DB兼SA, SA (設計拡張) 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、直流電源 <sup>2</sup> は表62-1で定める事項を運転上の制限とする。	-	-					-	-	-	
<b>第63条 直流電源その2</b> ・DB兼SA, SA (設計拡張) 原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、直流電源 <sup>2</sup> は表63-1で定める事項を運転上の制限とする。	-	1					-	-	1: 燃料装荷前の使用前事業者検査終了まで従前の第64条を適用する。	

# 添付 1 新規制基準保安規定適用時期一覧表

[凡例]		: 使用前事業者検査終了予定時期
		: 新規制基準保安規定条文適用 (LCO適用時期含む)
		: 従前の保安規定条文適用
		: 新規制基準保安規定条文適用せず (従前の当該条文なし)

検査時期は現時点 (2020年9月) の想定

保安規定条文 (ROP + 新規制)	施行から適用	附則2項適用	7号炉の適用される原子炉の状態				原子炉に燃料を挿入する前の使用前事業者検査	臨界反応操作前の使用前事業者検査	起動後の使用前事業者検査	備考
			燃料交換	冷温停止	起動	運転				
<b>第64条 所内電源系統その1</b> ・DB兼SA, SA (設計拡張) 原子炉の状態が運転、起動及び高温停止において、所内電源系統は表64-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、送電線事故等による瞬停時を除く。	-									
<b>第65条 所内電源系統その2</b> ・DB兼SA, SA (設計拡張) 原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、所内電源系統は表65-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、送電線事故等による瞬停時を除く。	-	1								1: 燃料装荷前の使用前事業者検査終了まで従前の第66条を適用する。
<b>第66条 重大事故等対処設備</b> 重大事故等対処設備について、 ・原子炉の状態に応じて、表66-1から表66-19で定める事項を運転上の制限とする。 ・各GMは、原子炉の状態に応じて表66-1から表66-19の確認事項を実施し、その結果を当直長に通知する。 ・当直長は、重大事故等対処設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表66-1から表66-19の措置を講じる。 <b>66-2-1 高圧代替注水系 (中央制御室からの遠隔起動)、</b> <b>66-2-2 高圧代替注水系及び原子炉隔離時冷却系 (現場起動)</b> 66-2-1 高圧代替注水系が動作可能であること 中央制御室からの遠隔起動ができること 66-2-2 高圧代替注水系を現場操作により起動できること	-	1								1: 燃料装荷又は原子炉起動に必要な設備の使用前事業者検査終了日 (使用前確認を受けた日)以降、66条各表の適用される原子炉の状態から適用。 2: 炉心変更時又は原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時を含む。 1: 原子炉の状態が運転の期間における使用前事業者検査終了日 (使用前確認を受けた日)以降に適用。
<b>第67条 原子炉停止中の制御棒1本の引き抜き</b> ・変更なし 原子炉の状態が高温停止、冷温停止及び燃料交換において、1体以上の燃料が装荷されている単一のセルから制御棒を1本 <sup>1</sup> 引き抜く場合は、表67-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、第84条を適用する場合は除く。	-									
<b>第68条 単一制御棒駆動機構の取り外し</b> ・変更なし 原子炉の状態が冷温停止及び燃料交換において、1体以上の燃料が装荷されている単一のセルから引き抜かれた制御棒における制御棒駆動機構の取り外しを行う場合は、表68-1で定める事項を運転上の制限とする。この場合、第27条の原子炉保護系計装及び第67条は適用されない。	-									
<b>第69条 複数の制御棒引き抜きを伴う検査</b> ・変更なし 原子炉の状態が高温停止、冷温停止及び燃料交換において、原子炉モードスイッチを起動位置にして複数の制御棒を引き抜き (検査を行う場合は、表69-1で定める事項を運転上の制限とする。この時、他の運転上の制限については、原子炉の状態が各々高温停止、冷温停止又は燃料交換であるものとみなして適用するものとし、原子炉の状態が起動であるとはみなさない。	-									
<b>第70条 原子炉の昇温を伴う検査</b> ・変更なし 原子炉の状態が冷温停止において、原子炉の昇温を伴う検査で原子炉冷却材温度が100以上となる場合は、表70-1で定める事項を運転上の制限とする。この時、他の運転上の制限については、原子炉の状態が冷温停止であるものとみなして適用するものとし、原子炉の状態が高温停止であるとはみなさない。また、本条を適用している間は、第35条を適用しない。	-									
<b>第71条 原子炉モードスイッチの切替を伴う検査</b> ・変更なし 原子炉の状態が高温停止、冷温停止及び燃料交換において、第69条の適用時を除いて原子炉モードスイッチを運転位置又は起動位置にする場合は、表71-1で定める事項を運転上の制限とする。この時、他の運転上の制限については、原子炉の状態が各々高温停止、冷温停止又は燃料交換であるものとみなして適用するものとし、原子炉の状態が運転又は起動であるとはみなさない。	-									
<b>第72条 運転上の制限の確認</b> ・LCO適用時期 各GM (第3節各条の第2項で定める事項を行う当直長及びGMをいう。)は、運転上の制限を第3節各条の第2項で定める事項 <sup>1</sup> で確認する。 8. 当直長は、各GMが第17条の7又は第17条の8にもとづく教育及び訓練の実施にあたり、重大事故等対処設備を使用する場合は、教育及び訓練中に重大事故等が発生した場合に適切に対処できるよう必要な措置を講じている期間、運転上の制限を満足していないとはみなさない。	-									
<b>第73条 運転上の制限を満足しない場合</b> ・記載の適正化 運転上の制限を満足しない場合は、当直長及び燃料GMが第3節で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合をいう。なお、当直長及び燃料GMは、この判断を速やかに行う。	-									
<b>第74条 予防保全を目的とした保全作業を実施する場合</b> ・青旗対象設備の規定 3. 各GMは、表74で定める設備について、保全計画に基づき定期的に行う保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、同表に定める保全作業時の措置を実施する。なお、要求される完了時間の範囲を超えて保全作業を実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置 <sup>2</sup> を定め、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。	-									
<b>第75条 運転上の制限に関する記録</b> ・記載の適正化 当直長は、原子炉の状態を変更した場合は、引継日誌に変更した時刻及び原子炉の状態を記録する。	-									
<b>第76条 異常発生時の基本的な対応</b> ・変更なし 当直長は、次の各号に示す場合、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。 (1) 原子炉の自動スクラム信号が発信した場合 <sup>1</sup> (2) 原子炉が自動スクラムすべき事態が発生したと判断される場合にもかかわらず自動スクラム信号が発信しない場合 (3) 原子炉を手動スクラムした場合 <sup>1</sup>	-									
<b>第77条 異常時の措置</b> ・変更なし 当直長は、第76条第1項の異常が発生した場合は、異常の状況、機器の動作状況等を確認するとともに、原因の除去、拡大防止のために必要な措置を講じる。	-									
<b>第78条 異常収束後の措置</b> ・17条関連除外規定 3. 当直長は、第76条第1項の異常の原因が、次のいずれかに該当する場合は、所長の承認を得ないで原子炉を再起動することができる。ただし、(1)又は(2)に伴って想定される事象以外に著しい不適合事象が発生した場合を除く。 (2) 第17条(7号炉)第4項、第17条の3第5項、第17条の4(1号炉、2号炉、3号炉、4号炉、5号炉及び6号炉)第2項、第17条の4(7号炉)第4項又は第17条の5第4項の措置として原子炉をスクラムさせた場合。	-									

# 添付 1 新規制基準保安規定適用時期一覧表

[凡例]	
	: 使用前事業者検査終了予定時期
	: 新規制基準保安規定条文適用 ( L C O 適用時期含む )
	: 従前の保安規定条文適用
	: 新規制基準保安規定条文適用せず ( 従前の当該条文なし )

検査時期は現時点 ( 2020年9月 ) の想定

保安規定条文 ( ROP + 新規制 )	施行から適用	附則2 項適用	7号炉の適用される原子炉の状態				原子炉に燃料を挿入する前の使用前事業者検査	臨界反応操作前の使用前事業者検査	起動後の使用前事業者検査	備考
			燃料交換	冷温停止	起動	運転				
			施行	燃料装荷	CR引抜					
<b>第5章 燃料管理</b>										
<b>第79条 新燃料の運搬</b> ・変更なし 燃料 G M は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合及び新燃料を新燃料輸送容器に収納する場合は、原子炉建屋クレーンを使用する。	-	-					-	-	-	
<b>第80条 新燃料の貯蔵</b> ( 5 ) 使用済燃料プールに貯蔵する場合は、原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料プールに1炉心以上の使用済燃料貯蔵ラックの空き容量を確保すること ( 7号炉 ) 。	-	-					-	-	-	
<b>第81条 燃料の検査</b> 4 . 燃料 G M は、第 1 項の検査を実施するために燃料を移動する場合は、燃料取替機を使用する。	-	-					-	-	-	
<b>第82条 燃料取替実施計画</b> ・変更なし 燃料 G M は、原子炉運転のための燃料配置を変更する場合は、燃料を装荷するまでに取替炉心の配置及び燃料配置を変更する体制を燃料取替実施計画に定め、第 2 項に定める評価及び確認の結果を含めて原子炉主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。	-	-					-	-	-	
<b>第83条 燃料移動手順</b> ・変更なし 燃料 G M は、原子炉内及び原子炉と使用済燃料プール間の燃料移動を実施する場合は、あらかじめ次の事項を満足する燃料移動手順を作成する。	-	-					-	-	-	
<b>第84条 燃料移動</b> ・変更なし 当直長は、第 8 3 条の燃料移動手順に従い、燃料取替機を使用して燃料移動を行う。	-	-					-	-	-	
<b>第85条 使用済燃料の貯蔵</b> ・ ( 6 ) 原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料プールに1炉心以上の使用済燃料貯蔵ラックの空き容量を確保すること ( 7号炉 ) 。 ・ 3 . 各 G M は、使用済燃料プール周辺に設置する設備について、使用済燃料プールに影響を及ぼす落下物となる可能性が考えられる場合は、落下を防止する措置を講じること ( 7号炉 ) 。	-	-					-	-	-	
<b>第86条 使用済燃料の運搬</b> ( 5 ) 原子炉建屋クレーンにより使用済燃料輸送容器を使用済燃料プール上で取り扱う場合は、キャスクヒットゲートを閉止すること及び使用済燃料輸送容器の移動範囲や移動速度を制限すること ( 7号炉 ) 。	-	-					-	-	-	
<b>第6章 放射性廃棄物管理</b>										
<b>第87条 放射性廃棄物管理に係る基本方針</b> ・変更なし 発電所における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。	-	-					-	-	-	
<b>第87条の2 頻度の定義</b> ・変更なし 本章でいう測定頻度に関する考え方は、表 8 7 の 2 のとおりとする。	-	-					-	-	-	
<b>第88条 放射性固体廃棄物の管理</b> ・変更なし 各 G M は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵 又は保管する。	-	-					-	-	-	
<b>第88条の2 放射性廃棄物でない廃棄物の管理</b> ・変更なし 「原子力施設において設置された資材等又は使用された物品であって「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物」...	-	-					-	-	-	
<b>第88条の3 事故由来放射性物質の降下物の影響確認</b> ・変更なし 放射線管理 G M は、原子炉等規制法に基づき(工事計画 ( 変更 ) 認可申請書に記載されている設備・機器等...	-	-					-	-	-	
<b>第89条 放射性液体廃棄物の管理</b> ・変更なし 化学管理 G M は、表 8 9 - 1 に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、次の事項を管理する。また、測定した結果を当直長に通知する。	-	-					-	-	-	
<b>第90条 放射性液体廃棄物の管理</b> ・変更なし 化学管理 G M は、表 9 0 - 1 に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、次の事項を管理する。また、測定した結果を当直長、又は環境 G M に通知する。	-	-					-	-	-	
<b>第91条 放出管理用計測器の管理</b> ・変更なし 各 G M は、表 9 1 に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。...	-	-					-	-	-	

# 添付 1 新規制基準保安規定適用時期一覧表





[凡例]		: 使用前事業者検査終了予定時期
		: 新規制基準保安規定条文適用 ( L C O 適用時期含む )
		: 従前の保安規定条文適用
		: 新規制基準保安規定条文適用せず ( 従前の当該条文なし )

検査時期は現時点 ( 2020年9月 ) の想定

保安規定条文 ( ROP + 新規制 )	施行から適用	附則2項適用	7号炉の適用される原子炉の状態				原子炉に燃料を挿入する前の使用前事業者検査	臨界反応操作前の使用前事業者検査	起動後の使用前事業者検査	備考
			燃料交換	冷温停止	起動	運転				
			施行	燃料装荷	CR引抜					
<b>第7章 放射線管理</b>										
<b>第92条 放射線管理に係る基本方針</b>										
・変更なし 発電所における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従業員等の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。	-									
<b>第92条の2 頻度の定義</b>										
・変更なし 本章でいう測定頻度に関する考え方は、表92の2のとおりとする。	-									
<b>第93条 管理区域の設定及び解除</b>										
・変更なし 管理区域は、添付4に示す区域とする。	-									
<b>第94条 管理区域内における区域区分</b>										
・変更なし 放射線管理GMは、管理区域を次のとおり区分することができる。 ( 1 ) 表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域 ( 以下「汚染のおそれのない管理区域」という。 ) ( 2 ) 表面汚染密度又は空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超える区域又は超えるおそれのある区域	-									
<b>第95条 管理区域内における特別措置</b>										
・変更なし 放射線管理GMは、管理区域のうち次の基準を超える場合又は超えるおそれがある場合は、標識を設けて他の場所と区別する他…	-									
<b>第96条 管理区域への出入管理</b>										
・変更なし 放射線安全GMは、別途定められた管理区域への立入許可に係る事項に基づき、管理区域へ立ち入る次の者に対して許可を与える。	-									
<b>第97条 管理区域出入者の遵守事項</b>										
・変更なし 放射線管理GMは、管理区域に出入りする所員に、次の事項を遵守させる措置を講じる。	-									
<b>第98条 保全区域</b>										
・変更なし 保全区域は、添付5に示す区域とする。	-									
<b>第99条 周辺監視区域</b>										
・変更なし 周辺監視区域は、図99に示す区域とする。	-									
<b>第100条 放射線業務従事者の線量管理等</b>										
・変更なし 各GMは、管理区域内で作業を実施する場合、作業内容に応じて作業計画を立案するとともに、…	-									
<b>第101条 床、壁等の除染</b>										
・変更なし 各GMは、法令に定める表面密度限度を超えるような予期しない汚染を床、壁等に発生させた場合又は発見した場合は、…	-									
<b>第102条 平常時の環境放射線モニタリング</b>										
・変更なし 放射線安全GMは、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、…	-									
<b>第102条の2 外部放射線に係る線量当量率等の測定</b>										
・変更なし 放射線管理GMは、表102の2-1及び表102の2-2 ( 第94条第1項 ( 2 ) の区域内に設定した…	-									
<b>第103条 放射線計測器類の管理</b>										
・変更なし 各GMは、表103に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。…	-									
<b>第104条 管理区域外等への搬出及び運搬</b>										
・変更なし 放射線管理GMは、各GMが管理区域外に搬出する物品又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域…	-									
<b>第105条 発電所外への運搬</b>										
・変更なし 各GMは、核燃料物質等 ( 第79条、第86条及び第88条に定めるものを除く。 ) を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。	-									
<b>第106条 協力企業の放射線防護</b>										
・変更なし 放射線安全GMは、管理区域内で作業を行う協力企業に対して、以下に示す放射線防護上の必要な事項を定め、所長の承認を得る。	-									
<b>第8章 施設管理</b>										
<b>第107条 施設管理計画</b>										
4. 保全対象範囲の策定 ( 4 ) 自主対策設備 <sup>1</sup> ( 7号炉 ) 1 : 自主対策設備とは、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備をいう。	-									
<b>第107条の2 設計管理</b>										
・変更なし 組織は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に関与するかどうかを判断する。	-									
<b>第107条の3 作業管理</b>										
・変更なし 組織は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。	-									
<b>第107条の4 使用前事業者検査の実施</b>										
・変更なし 所長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出 ( 以下、本条において「設工認」という。 ) の対象となる原子炉施設について、…	-									
<b>第107条の5 定期事業者検査の実施</b>										
・変更なし 所長は、原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期的に確認するため…	-									
<b>第107条の6 原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針</b>										
・SA設備追記 2 . 高経年評価GMは、3号炉、4号炉、6号炉及び7号炉に関し、機器及び構造物並びに常設重大事故等対処設備 <sup>3</sup> について、… 3 : 「常設重大事故等対処設備」とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第43条第2項の設備をいう ( 7号炉に限る ) 。	-									



# 添付 1 新規制基準保安規定適用時期一覧表

[凡例]		: 使用前事業者検査終了予定時期
		: 新規制基準保安規定条文適用 ( L C O 適用時期含む )
		: 従前の保安規定条文適用
		: 新規制基準保安規定条文適用せず ( 従前の当該条文なし )

検査時期は現時点 ( 2020年9月 ) の想定

保安規定条文 ( ROP + 新規制 )	施行から適用	附則2項適用	7号炉の適用される原子炉の状態				原子炉に燃料を挿入する前の使用前事業者検査	臨界反応操作前の使用前事業者検査	起動後の使用前事業者検査	備考
			燃料交換	冷温停止	起動	運転				
			燃料装荷	CR引抜						
<b>第9章 緊急時の措置</b>										
<b>第108条 原子力防災組織</b> ・変更なし 防災安全GMは、緊急事態が発生した場合に、原子力災害対策活動を行えるよう、原子力防災組織を定めるに当たり、所長の承認を得る。	-	-					-	-	-	
<b>第109条 原子力防災組織の要員</b> ・変更なし 防災安全GMは、原子力防災組織の要員を定めるに当たり、所長の承認を得る。	-	-					-	-	-	
<b>第109条の2 緊急作業従事者の選定</b> ・訓練：緊急作業の方法、緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い 兼用できる訓練に17条関連を追加 防災安全GMは、次の全ての要件に該当する所員及び協力企業従業員等の放射線業務従事者…	-	-					-	-	-	
<b>第110条 原子力防災資機材等</b> ・変更なし 各GMは、原子力防災組織の活動に必要な放射線障害防護用具、非常用通信機器等を定めるに当たり、所長の承認を得る。	-	-					-	-	-	
<b>第111条 通報経路</b> 防災安全GMは、警戒事態該当事象が発生した場合又は特定事象が発生した場合の社内及び国、県、市村等の社外関係機関との連絡経路又は通報経路を定めるに当たり、所長の承認を得る。	-	-					-	-	-	
<b>第112条 緊急時演習</b> ・変更なし 防災安全GMは、原子力防災組織の要員に対して緊急事態に対処するための総合的な訓練を毎年度1回以上実施し、所長に報告する。	-	-					-	-	-	
<b>第113条 通報</b> 当直長等は、警戒事態該当事象が発生した場合又は特定事象が発生した場合は、第111条に定める経路にしたがって、所長に報告する。	-	-					-	-	-	
<b>第114条 原子力防災態勢の発令</b> 所長は、警戒事態該当事象の発生又は特定事象の発生について報告を受け、若しくは自ら発見した場合は、原子力防災態勢を発令して、原子力防災組織の要員を召集し、発電所に緊急時対策本部を設置する。所長は、原子力防災態勢を発令した場合は、直ちに原子力運営管理部長に報告する。	-	-					-	-	-	
<b>第115条 応急措置</b> 本部長は、原子力防災組織を統括し、原子力防災態勢を発令した場合において次の応急措置を実施する。	-	-					-	-	-	
<b>第116条 緊急時における活動</b> ・変更なし 原子力緊急事態宣言発令後、本部長は、第115条で定める応急措置を継続実施する。	-	-					-	-	-	
<b>第116条の2 緊急作業従事者の線量管理等</b> ・変更なし 本部長は、緊急作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するため、次の事項を実施する。	-	-					-	-	-	
<b>第117条 原子力防災態勢の解除</b> 本部長は、事象が収束し、原子力防災態勢を継続する必要がなくなった場合は、関係機関と協議した上で、原子力防災態勢を解除し、その旨を社内及び社外関係機関に連絡する。	-	-					-	-	-	
<b>第10章 保安教育</b>										
<b>第118条 所員への保安教育</b> ・17条関連含め保安教育実施計画の策定・実施 原子炉施設の運転及び管理を行う所員への保安教育を実施するに当たり、具体的な保安教育の内容及びその見直し頻度を「保安教育マニュアル」に定め、これに基づき次の各号を実施する。	-	-					-	-	-	
<b>第119条 協力企業従業員への保安教育</b> ・17条関連含め保安教育実施計画の策定・実施 各GMは、原子炉施設に関する作業を協力企業が行う場合、当該協力企業従業員の発電所入所時に安全上必要な教育が表119の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。…	-	-					-	-	-	
<b>第11章 記録及び報告</b>										
<b>第120条 記録</b> ・社長7項目 組織は、表120-1及び表120-3に定める保安に関する記録を適正に作成 ( 表120-1の1.の記録を除く。 ) し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。…	-	-					-	-	-	
<b>第121条 報告</b> ・記載の適正化 各GM又は運転管理部長は、次のいずれかに該当する場合又は該当するおそれがあると判断した場合について直ちに所長及び原子炉主任技術者に報告する。	-	-					-	-	-	
<b>添付 1 原子炉がスクラムした場合の運転操作基準</b> 第77条 異常時の措置の適用時期に準ずる。										
<b>添付 2 火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準</b> 第17条、第17条の2、第17条の3、第17条の4及び第17条の5の適用時期に準ずる。										
<b>添付 3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準</b> 第17条の7及び第17条の8の適用時期に準ずる。										

添付1 新規制基準保安規定適用時期一覧表(66条各表)

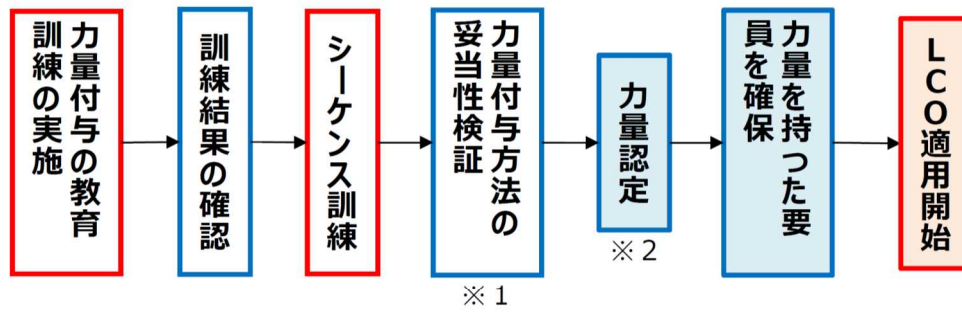
：保安規定条文適用

検査時期は現時点(2020年9月)の想定

原子炉の状態 (保安規定の運転モード)	燃料交換		冷温停止	起動	運転
主要工程	保安規定認可	保安規定施行		原子炉起動	
					燃料装荷
					原子炉復旧
「燃料交換」から適用される設備					<p>保安規定第66条関連適用開始</p> <p>【常時適用される設備】66-5-4,66-9-1,66-9-2,66-9-3,66-10-1,66-10-2,66-11-3,66-12-1,66-12-2,66-12-3,66-12-4,66-12-5,66-12-6,66-12-7,66-13-1,66-13-2,66-13-3,66-13-4,66-14-1,66-15-1,66-16-1,66-16-2,66-16-3,66-17-1,66-18-1,66-19-1</p> <p>代替RCW, SFP代替注水系, FPC, SFP監視設備, 原子炉建屋放水設備, 海洋拡散抑制設備, 海水移送設備, 常設代替交流電源設備, 可搬型代替交流電源設備, 号炉間電力融通電気設備, 所内蓄電池式直流電源設備, 可搬型直流電源設備, 代替所内電気設備, 燃料補給設備, 計装設備(起動領域モニタ, SFP計装), 補助バラ(RCW, 電源関係), 可搬型計測器, SPDS, 可搬型蓄電池内蔵型照明(中操), 監視測定設備, K5TSC陽圧化空調機(対策本部・待機場所), K5TSC電源, 通信連絡設備, ホイールロード, 可搬型代替注水ポンプ(A-2級) 全燃料取出状態は除く。</p> <p>【ウェル満水より下げる場合に適用される設備】66-4-1,66-4-2,66-8-1,66-8-2,66-11-1,66-11-2, 66-13-1</p> <p>低圧代替注水系(常設・可搬), PAR, R/B水素濃度, CSP水源, CSP補給設備, 計装設備(原子炉圧力容器温度(SA含む), 原子炉水位(広帯域・燃料域・SA), 低圧系流量, RHR系計装, CSP水位(SA))</p>
「照射された燃料に係る作業時」及び「起動」から適用される設備					<p>【照射された燃料に係る作業時及び起動から適用される設備】66-14-1,66-16-1,66-16-2</p> <p>MCR(照明等拠点関連以外), K5TSC(本部)陽圧化装置(空気ポンプ, 配管, 弁, CO2吸収装置), K5TSC(待機場所)陽圧化装置(空気ポンプ, 配管, 弁)</p>
「冷温停止」から適用される設備					<p>【冷温停止から適用される設備】66-13-1 計装設備(原子炉圧力(SA含む))</p>
「起動」から適用される設備					<p>【起動以降】66-1-1,66-1-2,66-2-2,66-2-3,66-3-1,66-3-2,66-3-3,66-5-1,66-5-2,66-5-3,66-5-5,66-5-6,66-6-1,66-6-2,66-7-1,66-7-2,66-13-1,66-13-2,66-14-2</p> <p>ARI, SA-RPT, SLC, SRV関連(バッテリー等含む), FCVS, 耐圧強化ベント, 可搬型窒素供給装置, 代替循環冷却, PCV水素・酸素監視, 代替格納容器スレイ冷却(常設, 可搬), 格納容器下部注水系(常設, 可搬), 計装設備(高圧系流量, 下部注水流量, PCV内温度/圧力/水位, CAMS(SA含む), APRM, FCVS計装), 補助バラ(高圧窒素ガス供給系ADS入口圧力, 高圧窒素ガスポンプ供給系窒素ガスポンプ出口圧力, ドレンタンク水位, 遠隔空気駆動弁操作ポンプ出口圧力), BOP閉止装置(起動, かつ, 炉圧1.03MPa以上から要求) RCIC現場起動, 代替ADS</p>
HPAC(原子炉圧力1.03MPa以上から適用) 使用前事業者検査は定格出力到達後となるため当該検査終了日以降適用となる。					<p>66-2-1,66-2-2</p> <p>HPAC (遠隔・現場)</p>

第66条  
重大事故等  
対処設備

添付 2 : S A 設備使用前の力量付与の流れ



※ 1 : 個別現場手順を含む現場操作の総合的な力量付与方法の検証として、設備の新設・改造範囲に応じた現地シーケンス訓練（代表班）を実施。

※ 2 : 保安規定認可の後、認可前に教育訓練を行った各手順に変更がないこと、力量付与方法の妥当性確認完了をもって力量認定。